

特集 リベラルな社会を読み解く

序

加 藤 晋

リベラルな社会とはどのようなものだろうか。社会制度とはどのようなときにリベラルといえるのだろうか。このような問いは、これまで何度も問われてきたものであって、古びてしまった問題といえるのかもしれない。しかし、現在、「保守」の興隆によってリベラリズムが置かれている立場は決してよいものとは言えない状況だからこそ、その可能性を改めて問う価値があるように思われる。それは、第一にはリベラリズムの意味が忘れられつつあるかもしれないからであり、第二には、リベラリズムの持つ価値を中立的な視点からより深く考察できるかもしれないからである。

20世紀はリベラルな制度が世界に広がった世紀と表現することができる。20世紀初頭、イギリスで救貧法を見直すことによって福祉国家は誕生し、二つの大戦を経て大きく発展することになった。現実の福祉国家を眺める限り、福祉国家の理念をひとつの体系だった思想で表現することはおおよそ不可能である。しかし、あえて言うならば20世紀の福祉国家の根幹にあるものは、リベラリズムなのではないだろうか。ここで言うところのリベラリズムとは、古典的リベラリズムではなく、むしろ近代的リベラリズムである。20世紀はこの近代的リベラリズムに基づき、リベラルな制度設計が広がった時代とみなせよう。

ロールズの『正義論』（川本隆史・福岡聡・神島裕子訳、紀伊國屋書店、2010年、改訂版）は、疑いなく20世紀における最大の政治哲学の著作である。その理由はそれが現代における政治哲学という「産業」が発展する原動力となり、経済学、法学、倫理学、社会学と分野を越境した影響力を持つからだけではない。それは、ロールズの正義論のなかにリベラルな社会の可能な姿のフロンティアがあるからでもある。ロールズは、この大著のなかで、さまざまな制度的アイデアを特徴づけている。これらのアイデアは、彼の提案する社会正義の原理を制度設計に適用した帰結であり、それは現実に存在する制度を論じたものではない。だが、ロールズの制度の構想は、20世紀の公共的文化圏のリベラルな理念のある種のコンセンサスに基づくものと考えることができる。これはロールズが、反照

的均衡という、現実から離れすぎないための理論的枠組みに基づいて正義論を展開していることに根本的な理由があるが、かかる方法論的特徴によってロールズの正義論における制度のアレンジメントは20世紀の福祉国家の理念型を提供することとなっている。このような理念型をあらためて検討することによって、20世紀のリベラリズムの真の再評価ができるのではないだろうか。

さて、本企画においては、正義論を作り上げるなかで、ロールズ自身が大きく影響をうけた同時代の著作を掘り下げて検討することによって、このリベラルな社会の在り方の本質を明らかにしたい。つまり、ロールズが読んだ制度に関する著作を読むこむことを通じて、ロールズの制度のアイディアの新しい理解を提供することを試みる。具体的には、ハーバート・ハート、ロン・フラー、ジェームス・ミード、ジョン・サールといった人びとの著作を取りあげる。さらには、ヘンリー・ソローやウォルト・ホイットマンなどのロールズがリベラルな社会を考えるうえできわめて大きな影響を与えた作家の思想も取り上げたい。

簡単な解説を付け加えておこう。ロールズの社会制度の概念は、特筆すべき特徴を持つ。加藤論文の課題は、言語哲学者であるサールの議論を軸にして、ロールズが一体どのような社会制度のヴィジョンを持っているかを検討することである。加藤によれば、ロールズにとっての社会制度は、自由や財・資産をどのように配分するかという問題を規律づけるルールの一環なのである。この点で、アイザイア・バーリンの著作は、ジョン・スチュワート・ミルのものと同じ程度に、ロールズの自由の見方の基礎となっており、また、言語論的／概念的分析の先駆的研究でもある。濱論文では、コンスタンとバーリンを中心に据えて、ロールズの自由についての見方を丁寧に読み解いている。そこでは、いかにして、ロールズが政治的自由というリベラルな政治的伝統を扱い、そして、逸脱するのが議論されている。

自由と関連して、ロールズの制度論の傑出した特徴の一つは、市民的不服従を重視していることだろう。市民的不服従は、19世紀にソローが提唱したことによりアメリカの民主主義の一つの伝統となった。宇野論文では、ソローやホイットマンの著作に目を向けながら、ロールズの市民的不服従を読んでいく。ロールズが政治哲学に専念する前に、宗教に大きな関心を抱いていたわけだが、彼の宗教的関心と重ねながらアメリカのリベラリストとしてのロールズを描こうとしている。

ロールズの制度は法体系への理解へもおよぶ。小寺論文と平見論文のそれぞれが扱うところのハートやフラーはひとびとの義務や責務が、道徳的なレベルと法的なレベルのあいだでどのように関わるのかを論じるとともに、法の社会における本質的役割を検討している。彼らの著作が、リベラルな社会の基盤としての制度に対するロールズの見方を形成し

たのである。この二つの論考から、ロールズの法制度の本質が見えてくるはずである。経済システムの機能は、ロールズにとって、そしてリベラルな社会制度にとって、根幹をなすもののひとつであるが、ロールズが精読したミードの著作がその理解に役立つように思われる。特に、ミードは人口倫理という現代の哲学的課題の先駆者でもある。釜賀論文が扱うものは、経済学においては幾分か忘れられたミードの著作ではあるが、それらにはその時代の見方が凝縮されており、20世紀のリベラルな経済理論の理解に役立つだろう。

本企画は二つの点で特殊と言える。第一に、ロールズが影響を受けた著作として、頻繁に取り上げられるのは、カントやルソーといった啓蒙時代の作家たちであるのに対して、ここで取り上げるのはそれより後の作家たちである。私見によれば、若き日のロールズは、啓蒙の時代の人々と同じかそれ以上に彼の同時代人から影響を受けている。このような影響を過小評価しないためにも、ここで大きく取り上げてみたいのである。第二に、本企画では、原初状態や無知のベールなどのロールズの原理導出の側面よりも、制度の側面に目を向けている。国内外を問わず、多くの著作が原理導出に目を向けているが、ロールズの制度のアイディアは原理導出以上に興味深い。なぜなら、ロールズ思想は学術的文脈だけで培われたものではなく、彼自身が生きた時代という文脈に基づくものであり、彼の同時代で起きた様々な出来事、例えば、第二次世界大戦、ベトナム戦争、公民権運動、そしてローマクラブの提言といったものの影響を強く受けているからである。こうした影響が最も現れているのは原理の導出という抽象的アイディアではなく、より具体的な制度に関する部分だと見るのが自然だろう。そして、それこそが彼のリベラルな理念をもっとも表現したものだと考えられるのである。つまり、ロールズの制度的構想の基底にある同時代からの直接的影響に光をあてることを通じて、20世紀のリベラルな社会を再評価するための視座を提供することが本企画のねらいである。

《追記》

共同研究支援プロジェクト「21世紀のリベラリズム」の支援を受けた。紀要の企画を立ち上げる以前の五月ごろに平見健太氏と企画内容について議論を行ったことは思い出深い。また、宇野重規氏には、プロジェクト全体についてさまざまな支援をしていただいた。井上彰氏にはプロジェクトの研究会に参加していただき、広くコメントを頂いた。この号に収められている3本の書評もこの研究会に参加したメンバーによるものである。